(ｳ)　建築物、装置又は工業プロセスにおける熱流の検査又はモニタリングに用いる産業用の装置
(ｴ)　材料の検査、選別又は解析に用いる産業用の装置
(ｵ)　研究用に設計した装置
(ｶ)　医療用装置
イ　フォーカルプレーンアレー（77(4)に該当するものに限る。）を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　最大フレーム速度が９ヘルツ以下のもの
(ｲ)　次のａからｄまでの全てに該当するもの
ａ　最小水平瞬時視野又は最小垂直瞬時視野が１画素当たり10ミリラジアン以上のもの
ｂ　焦点距離が固定されたレンズを内蔵し、取り外すように設計していないもの
ｃ　直視型のディスプレイを内蔵していないもの
ｄ　次のいずれかに該当するもの
(a)　検出した視野の画像を見ることができるようにするための機能を有さないもの
(b)　単一の用途のために設計したカメラであって、使用者が改造しないように設計したもの
(ｳ)　民生用の乗用車に組み込むために設計したカメラであって、車両内部のカメラの配置や構造が、専ら運転者に乗用車の安全運転を補助するためのもの
83　光学器械又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　反射鏡であって、次のいずれかに該当するもの
ア　鏡面の形状を変化させることができるものであって、能動開口の口径が10ミリメートルを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
(ｱ)　機器の共振周波数が750ヘルツ以上であって、200個を超える作動器を有するもの
(ｲ)　レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの
ａ　持続波レーザー発振器を使用した場合に１平方センチメートル当たり１キロワットを超えるもの
ｂ　パルス繰り返し周波数が20ヘルツで、パルス幅が20ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に１平方センチメートル当たり２ジュールを超えるもの
イ　複合材料又は発泡体の部分を有していないものであって、鏡面の１平方メートル当たりの質量が30キログラム未満のもののうち、全重量が10キログラムを超えるもの（太陽放射を追従するために地上に設置されたヘリオスタット用に設計した反射鏡を除く。）
ウ　複合材料又は発泡体の部分を有するものであって、鏡面の１平方メートル当たりの質量が30キログラム未満のもののうち、全重量が２キログラムを超えるもの（太陽放射を追従するために地上に設置されたヘリオスタット用に設計した反射鏡を除く。）
エ　光の走査用の反射鏡ステージのために設計された反射鏡であって、平面度が63.3ナノメートル以下のもののうち、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　直径又は長軸の長さが100ミリメートル以上のもの
(ｲ)　次のａ及びｂに該当するもの
ａ　直径又は長軸の長さが50ミリメートル超100ミリメートル未満のもの
ｂ　レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの
(a)　持続波レーザー発振器を使用した場合に１平方センチメートル当たり10キロワットを超えるもの
(b)　パルス繰り返し周波数が20ヘルツで、パルス幅が20ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に１平方センチメートル当たり20ジュールを超えるもの
(2)　セレン化亜鉛又は硫化亜鉛からなる光学部品であって、3,000ナノメートル超25,000ナノメートル以下の波長の光を透過するもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　体積が100立方センチメートルを超えるもの
イ　直径又は長軸の長さが80ミリメートルを超え、かつ、厚さが20ミリメートルを超えるもの
(3)　宇宙用に設計した光学部品であって、次のいずれかに該当するもの
ア　全体が稠密な状態である場合に比し20パーセント未満の重量に軽量化したもの
イ　基板（コーティングしたもの又は保護膜を有するものを含む。）
ウ　宇宙空間で組み立てるように設計した反射鏡であって、組み立てた場合の受光面積の和が口径１メートル以上の反射鏡と同等になるものの部分品
エ　全ての方向について線膨張係数が温度１度当たり1,000,000分の５以下の複合材料からなるもの
(4)　光学器械又は光学部品の制御装置であって、次のいずれかに該当するもの
ア　(3)に該当する宇宙用に設計した光学部品の表面形状又は方向を維持するように設計したもの
イ　光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　直径又は長軸の長さが50ミリメートルを超える反射鏡を支えるように設計された光の走査用の反射鏡ステージであって、次のａからｃまでの全てに該当するもの又はそのために設計した電子制御装置
ａ　最大移動角距離がプラスマイナス26ミリラジアン以上のもの
ｂ　機器の共振周波数が500ヘルツ以上のもの
ｃ　角精度が10マイクロラジアン以下のもの
(ｲ)　光共振器の調整を行う装置であって、100ヘルツ以上の帯域幅及び10マイクロラジアン以下の精度を有するもの
ウ　最大振れ角が５度を超え、かつ、100ヘルツ以上の帯域幅で使用することができるジンバルであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　直径又は長軸の長さが0.15メートル超１メートル以下のものであって、角加速度が２ラジアン毎秒毎秒を超え、かつ、精度が200マイクロラジアン以下のもの
(ｲ)　直径又は長軸の長さが１メートルを超えるものであって、角加速度が0.5ラジアン毎秒毎秒を超え、かつ、精度が200マイクロラジアン以下のもの
84　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
ア　150ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が１ワットを超えるもの
イ　150ナノメートル以上510ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が30ワットを超えるもの（アルゴンレーザー発振器であって定格出力が50ワット以下のものを除く。）
ウ　510ナノメートル超540ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　単一横モードで発振するものであって、定格出力が50ワットを超えるもの
(ｲ)　多重横モードで発振するものであって、定格出力が150ワットを超えるもの
エ　540ナノメートル超800ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が30ワットを超えるもの
オ　800ナノメートル超975ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　単一横モードで発振するものであって、定格出力が50ワットを超えるもの
(ｲ)　多重横モードで発振するものであって、定格出力が80ワットを超えるもの